令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

３５

学　校　名	福岡県立福岡魁誠高等学校
課程又は教育部門	全日制

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのでなく、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。

いじめから一人でも多くの生徒を救うため、生徒一人一人及び教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任の中で、全ての生徒がいじめを許さず、いじめを認識しながら放置しないよう徹底する。

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法第２条」

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止を全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止のために、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりをすすめていく。また部活動においても、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問等が指導を行う。

こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施していく。また、日常的に生徒の行動の様子を把握し、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などから課題を発見し、どのような改善を行うのか、どのような取組を行うかを定期的に検証していく。

発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わる事案や海外から帰国した生徒や外国人の生徒・保護者が関わるいじめについては、生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う必要があり、また性同一性障がいや性的指向・性自認に係るいじめを防止するため、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対

応について周知する。

そのために、年二回以上の職員研修を実施し、いじめの未然防止を含む生徒指導上の諸問題等に関するスキルを高め、組織的・計画的にＰＤＣＡサイクルに基づく取組の改善を継続していく。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

学校教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許さない」ことの理解を促すことはもちろん、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在や他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心通う人間関係を構築する基礎的な資質や能力を養うことが必要であり、問題解決・問題が深刻化しないため少しでも発見が早まるよう取り組むことが大切である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目して、その軽減を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。

（２）いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提条件であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめの可能性を軽視することなく、積極的に認知していく姿勢が大切である。

いじめの早期発見のため、毎月のアンケート調査やそれに基づく面談の実施、教育相談の案内や実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめが発生した場合に迅速な対応ができるようにあらかじめ、いじめを把握した場合の対処について、教職員が共通理解を持ち、学校としての組織的な対応を可能とする体制を整備しておく。いじめ又はいじめと疑われる事象が生じた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応によって問題解決にあたる。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図る。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない生徒もいることにも配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。なお、インターネットやＳＮＳ等を利用したいじめに対しても適切に対応する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ又はいじめと疑われる事象が生じた場合や生徒・保護者からいじめに関する情報があった場合は、管理職へ報告するとともに全職員へ情報の共有を行い、組織的に対処する。いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。

いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事実確認を行い、いじめたとされる生徒の特定とともにいじめたとされる生徒からも事実を確認した上で適切に対処する。

部活動において、顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。非常勤講師、外部の部活動指導員等が、部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアを図るとともに、学校生活においての安全確保に努める。保護者に対しては、いじめの事実を報告し、今後の対応を正確に伝えるとともに、保護者に不安や不信感を抱かせることがないよう配慮し、問題の解決に向けての理解と協力を依頼する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒の指導において、慎重かつ迅速に対応した上で、いじめの背景に潜む問題等を的確に把握し、保護者とともに問題解決に努める。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの背景に潜む問題等を的確に把握し、集団に課題があれば、これを詳細に明らかにするとともに集団が取るべき行動を協議・検討させる等とし、主体的に改善させる。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みが発見された場合は、被害の拡大を防ぐため、プロバイダに速やかに削除を求める等、直ちに必要な措置を講じ、必要に応じて関係機関の協力を得る。ＳＮＳ等のインターネット上で起こるいじめは大人の目に触れにくく、発見しにくいため、折に触れて注意を喚起するとともに、適正利用に関する学習等を通して学校における情報モラル教育を進める。また、保護者等に対してもこれらについての理解を求めていく。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態は、いじめ問題対策委員会で協議し、校長が判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（ＳＮＳ上も含む）が止んでいる状態が少なくとも３か月は継続している。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。
被害者本人及びその保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害者及び加害者については、日常

的に注意深く観察する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。
１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。
○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査
　重大事態の発生報告を県教育委員会を通じて県知事へ報告し、関係機関（教育委員会・警察等）と連携し、第三者機関を設けて調査を行う。
（２）調査結果の提供及び報告
　調査により明らかになった事実関係や調査の組織、方法、方針、経過について、 いじめを受けた生徒やその保護者に説明する。その際、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。
　学校は調査結果を県教育委員会を通じて県知事へ報告する。調査結果には、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含める。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称＿＿＿＿いじめ問題対策委員会＿＿＿＿
（２）いじめ防止対策推進法第２２条に係る組織の役割と機能
　定期的（毎月）に開催をし、学校生活・いじめに関わるアンケート調査の検討を行う。アンケート調査・教育相談等によるいじめの発見・通報に対する内容からいじめの認知を検討し、解決・改善への取組を協議する組織である。
（３）いじめ防止対策推進法第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
　関係機関（教育委員会・警察等）と連携し、第三者機関を設けることで、学校が調査した内容を更に検討・検証することで、いじめの背景に潜む原因等を明確化させ、二度と繰り返すことがないよう取り組む組織である。

７　学校評価

　学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのでは

なく、日頃から生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。

　具体的には、生徒や地域の状況を十分踏まえた取組の達成目標を設定し、自己評価や学校関係者評価委員会による外部評価を行い、今後の改善に役立てていく。